

令和2年第1回八雲町議会臨時会会議録

令和2年1月24日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度八雲町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 4 議案第 1 号 令和元年度八雲町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第 2 号 令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定について)
- 日程第 7 報告第 2 号 専決処分の報告について
(町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について)
- 日程第 8 報告第 3 号 専決処分の報告について
(町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について)

○出席議員(13名)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 2番 関 口 正 博 君 | 3番 佐 藤 智 子 君 |
| 4番 横 田 喜世志 君 | 5番 斎 藤 實 君 |
| 6番 大久保 建 一 君 | 7番 赤 井 睦 美 君 |
| 9番 三 澤 公 雄 君 | 10番 田 中 裕 君 |
| 11番 牧 野 仁 君 | 13番 宮 本 雅 晴 君 |
| 14番 千 葉 隆 君 | 副議長 15番 黒 島 竹 満 君 |
| 議 長 16番 能登谷 正 人 君 | |

○欠席議員(1名)

- 12番 安 藤 辰 行 君

○欠 員(2名)

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
政策推進課長	竹 内 友 身 君	併選挙管理委員会事務局長	
財 務 課 長	川 崎 芳 則 君	新幹線推進室長	阿 部 雄 一 君
保健福祉課長	戸 田 淳 君	会 計 管 理 者	馬 着 修 一 君
農 林 課 参 事	荻 本 正 君	兼 会 計 課 長	
商工観光労政課長	藤 牧 直 人 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
建 設 課 参 事	朝 倉 俊 之 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
環境水道課長	田 村 春 夫 君	建 設 課 長	伊 藤 敏 秋 君
学校 教育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	公 園 緑 地 推 進 室 長	岡 島 広 幸 君
学校給食センター長	金 浜 ゆかり 君	教 育 長	田 中 了 治 君
総合病院事務長	成 田 耕 治 君	体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
総合病院庶務課参事	佐々木 裕 一 君	監 査 委 員	千 田 健 悦 君
総合病院地域医療連携課長	加 藤 孝 子 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
消 防 本 部 次 長	伊丸岡 徹 君	総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君
八雲消防署長	今 村 幸 一 君	消 防 長	大 淵 聡 君
八雲消防署予防課長		八雲消防署庶務課長	高 橋 朗 君
		八雲消防署警防救急課長	堤 口 信 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野 口 義 人 君	住民サービス課長	北 川 正 敏 君
兼熊石教育事務所長			
熊石消防署長	荒 谷 佳 弘 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただ今の出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和2年1月24日招集、八雲町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、11月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。12月18日、札幌市において北海道市町村職員退職手当組合理会運営委員会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしましたが、詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に赤井睦美さんと三澤公雄君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議ありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案2件、承認1件及び報告3件であります。

これら議案等説明のため、町長、監査委員及び予め委任又は嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、安藤辰行議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第3 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、令和元年度八雲町一般会計補正予算第7号を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） おはようございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。議案書16ページ及び17ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度八雲町一般会計補正予算第7号について、令和元年12月27日、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正予算第7号は、ふるさと応援寄附金奨励事業費予算の追加であり、本事業は、先の令和元年第4回定例会補正予算第6号により予算の追加の議決をいただいたところでありますが、令和元年分の確定申告における寄附金控除の適用及び返礼品のお歳暮への利用などから寄附金が急増し、令和元年12月26日現在、11万3,612件、18億2,956万8千円の寄附をいただき、12月27日以降の寄附金を勘案すると、先の補正時に想定した年間寄附金総額22億4,614万円を上回る見込みで、返礼品や寄附金事務代行業務費など全般にわたり既定予算を超過する可能性があることから、予算の追加補正の必要が生じたものであります。このため、これら事務の執行に係る予算の確保について急を要したため、令和元年12月27日付で専決処分いたしましたので、ご理解をお願い申し上げます。

それでは、令和元年度八雲町一般会計補正予算第7号について、ご説明いたします。議案書18ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに2億8,230万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を174億2,139万5千円にしたもので、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書の22ページ下段をお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 12目地域振興対策費 2億8,230万5千円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の追加であり、先のとおり、令和元年度のふるさと応援寄附金の見込みを14万7,740件、22億4,614万円から15万1,374件、24億4,231万5千円に修正し、3,634件、1億9,617万5千円の増額に合わせた予算とするもので、8節報償費から13節委託料まで、増加に対応する返礼品及び事務経費の追加、25節積立金に1億9,617万5千円を追加したものであります。

なお、令和元年12月31日現在のふるさと応援寄附金総額は14万4,286件、23億3,577万8千円となっております。

以上、補正する歳出の合計は、2億8,230万5千円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書、同じく22ページ上段をお願いいたします。

11款1項1目地方交付税2,536万円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。

18款1項寄附金2目ふるさと応援寄附金1億9,617万5千円の追加は、歳出でご説明いたしましたふるさと応援寄附金の増加見込み額であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金6,077万円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の返礼品代及びその送料相当額に要する財源として計上しようとするものであります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の2億8,230万5千円の追加であります。

以上で、承認第1号令和元年度八雲町一般会計補正予算第7号の説明といたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第1号令和元年度八雲町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第1号令和元年度八雲町一般会計補正予算第8号について、提案説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1,804万7千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を174億3,944万2千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書7ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 13目災害対策費は、財源内訳の変更であり、災害時備蓄品備品購入費に対し、この程北海道の地域づくり総合交付金40万円が認められたことによる財源内訳の整理であります。

3款民生費 1項社会福祉費 3目高齢者福祉費387万8千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費62万9千円の追加は、養育医療給付事業医療費の追加であります。

本事業については、昨年9月までに延べ人数7名分の乳児未熟児の医療費給付実績があり、今後の見込みも考慮し、先の令和元年第4回定例会一般会計補正予算第6号において65万1千円の追加補正予算の議決をいただきましたが、同年12月に新たな認定児童が生じたことにより、予測していた延べ人数の給付実績では不足が見込まれ、また、今後の新たな申請も勘案し、予算を追加しようとするものであります。

6款農林水産業費 3項水産業費 2目水産業振興費1,354万円の追加は、先の令和元年第4回臨時一般会計補正予算第4号において、ホタテ貝へい死対策支援事業補助金2,046万円の追加補正予算の議決をいただきましたが、当該事業主体である八雲町漁業協同組合が事業費が確定し、この程北海道の地域づくり総合交付金610万円が認められたことによる財源内訳の整理のほか、落部漁業協同組合については、移入貝購入先であるオホーツク沿岸漁業協同組合からの稚貝確保が困難であることから全額減額し、新たにホタテ貝へい死のリスク軽減と水揚げ作業の効率を図るため、ホタテ貝付着物回収コンベアを導入しようとするもので、北海道の地域づくり総合交付金を申請していたところ、2,100万円が認められたことから、ホタテへい死対策支援事業補助金として総額664万円を追加しようとするものであります。

また、漁業振興設備等整備事業補助金については、八雲町漁業協同組合が鮭節の製造から、削り、加工・販売までの一貫した体制を整え、更なる鮭節のニーズに応えるため、金属探知機、鮭節削り機及び真空ガス充填シーラーの整備のほか、新たな漁業生産の構築を図るため、コンブ乾燥機、コンブ昇降機ユニットなどのコンブ養殖関連機器を整備しようとするもので、北海道の地域づくり総合交付金690万円が認められたことから、予算を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1,804万7千円の追加であります。

続いて、歳入でございます。議案書の5ページをお願いいたします。

15款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金31万8千円の追加は、歳出でご説明しました養育医療給付事業に係る2分の1相当額の国の負担金であります。

16款道支出金 1項道負担金 1目民生費道負担金15万9千円の追加は、国庫負担金と同様に、養育医療給付事業に係る4分の1相当額の道の負担金であります。

2 項道補助金の追加は、いずれも歳出でご説明いたしました北海道の地域づくり総合交付金の決定によるものであり、1 目総務費道補助金は、災害備蓄品整備事業に 40 万円、4 目農林水産業費道補助金は、ホタテ貝へい死対策支援事業に 2,710 万円、漁業振興設備等整備事業に 690 万円を、それぞれ追加しようとするものであります。

19 款繰入金 1 項基金繰入金 2 目ふるさと応援基金繰入金 2,046 万円の減額は、歳出でご説明しましたホタテ貝へい死対策支援事業の財源として計上しておりましたが、北海道地域づくり総合交付金の決定により減額しようとするものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 363 万円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1,804 万 7 千円の追加であります。

以上で、議案第 1 号令和元年度八雲町一般会計補正予算第 8 号の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 2 号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） おはようございます。

議案第 2 号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。議案書 9 ページでございます。

この度の補正は、熊石デイサービスセンターの送迎用車両が令和元年 11 月 28 日にリアスプリング等の腐食による破損で走行不能となったものですが、破損個所の修繕を実施したとしても、今後も経年劣化からの破損による修繕が続くことが想定されることから、破損個所の修繕は行わず新規車両を購入するために関係する経費を増額補正するものであり、

サービス事業勘定総額に、歳入歳出それぞれ 387 万 8 千円を追加し、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を 1 億 698 万 4 千円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 14 ページの下段であります。

1 款サービス事業費 1 項居宅サービス事業費 1 目居宅介護サービス事業費 387 万 8 千円の追加は、18 節備品購入費にデイサービスセンター送迎用車両購入費で 377 万 9 千円のほか、12 節役務費に自動車損害保険料で 3 万 7 千円、27 節公課費に自動車重量税で 6 万 2 千円の追加であります。

これに対応する歳入について、ご説明いたします。上段になります。

2 款繰入金 2 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 387 万 8 千円の増額は、歳出に対応し一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

続きまして、繰越明許費の補正であります。議案書 11 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費の補正は、1 款サービス事業費 1 項居宅サービス事業費、デイサービスセンター送迎用車両購入事業 387 万 8 千円の追加であります。当該車両は発注から納車まで最低 3 か月の期間を要することから年度内の支払いが完了しない見込みのため、令和 2 年度へ繰り越し、限度額を設定しようとするものであります。

以上、議案第 2 号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号の説明といたします。よろしくご説明いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） リアスプリングの破損ということで、納入までに 3 か月間かかるっていうんですけども。この間 3 か月間、代車等の措置をするのか。その辺の、日々利用、運営されてるわけですから、その関係についてお聞きをすることが、まず 1 点。

2 点目は、この車両ですね、何年車なのか。それから何人乗りで、そして車椅子も乗車できるような機能が付随されてると思うんですけど、そのどの様なのかということと、その車椅子の対応の部分は 2 名車両なのかということと、まず、2 台車椅子が乗れるのか 1 台のタイプなのか乗車の人数がいくらなのかということと、今の部分とそれから購入する部分についてお聞きをします。2 点目ね。

それと 3 点目なんですけど、1 項の居宅サービス事業とか、目で居宅サービス事業費ということで補正予算を組んでおりますけれども、そもそも熊石のデイサービス事業は居宅サービスなんですか。それが三つ目ね。

それと四つ目はですね、八雲町のデイサービス事業は条例上、熊石デイサービス条例と八雲町の八雲地区でやっているデイサービス事業を網羅したデイサービス事業条例という 2 本立ての条例を根拠にしながら委託事業としてやってるんですけど、それぞれの委託の仕方が異なっています。その理由を、まずお聞きすること。

そして5番目はですね、こうやって直営事業だからっていうふうに、委託事業だから車両を購入しますよというふうにあるんですが。

そもそも介護保険事業ですから、平成29年度、平成30年度の介護保険収入がどのくらいあるのか。総額ね。デイサービスセンター事業、この熊石地区の。そして、デイサービスセンターの介護報酬の部分の総額の部分と、それから利用者負担の部分ね、それぞれ公費部分と、それから一般の部分が、29年度30年度どれくらいになっているのかお聞きをします。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時28分

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） まず1点目の、車の3か月間の代車をどうするのかという話だと思うんですけども。急なことだったものですから、今、総合支所の公用車を代替に使っているという状況です。それで、納車までの間も今の公用車を代替で使う予定であります。

それと、現行の車両と新しい車両の乗車定員だとか車椅子の定員の差はどうなっているんだという話だと思うんですけども。現行、バス仕様で、小型バスでありまして、普通の椅子に座れるのが19人。それと、車椅子が2台積める小型バスが1台。それと、もう1台ワゴン車を持っておりまして、それは車椅子利用が2人利用すると普通乗車といいますか、普通の座席は1人、利用者は3人乗れるんですけども、うち車椅子が2台積めるワゴン車が1台あります。

それで、今のそのバスですけども平成20年3月25日に納品されておりまして、11年経過している状況です。

それと、今買い替えようとしてる車両ですけども、定員が10名定員で、利用者が8人乗れるようなかたちにして利用したいと。それで、車椅子は乗せれない仕様になるんですけども、もう1台の現行車両で2台まで車椅子が乗せれますので、そちらのほうで車椅子の利用者は対応したいと考えております。

それと、予算の目が居宅介護サービス事業費はどうなってる、違うんじゃないかということなんですけれども。一応居宅介護サービス費の中の通所介護事業費ということで組んでおりますので、居宅の中のサービスの一つということで予算の組み方はこれでいいのかなというふうに考えております。

それと、最後の方の29年、30年の収入の実績なんですけれども。今日はちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど資料提供したいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

あとデイサービスは、熊石の方は直営、町がデイサービスを実施するというふうになっておりまして、指定管理者として熊石敬愛会のほうに委託して熊石のデイサービス事業を行っているという状況です。それで、本町地区の方は、社会福祉協議会が場所は指定管理しているけれども、運営は自前でやっているということだと思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 答弁漏れはないですね。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 熊石のデイサービスが統一的に居宅サービス事業なんですか。小規模多機能の事業でないんですか。小規模じゃないや、地域密着型じゃないんですか。18名以下ですから。だから、福祉事業の種別としたら、まず居宅サービス。それで、だからこそサービス計画ということで、それは居宅支援事業の種類だから、項を分けてるんですよ。

ですから、例えば予算書を見てもらえばわかるんですけども。収入の部分でいえば居宅サービスの給付費、地域密着型の給付費、居宅支援事業の給付費に分けてるんですよ。だから、サービスの種類によって給付のところを分けておいて、支出のところではですね、歳出のところではサービスの種類で分けてないというのがおかしいんじゃないのかって。

なぜこういうことが起きるのかといたら、法制度が変わって、以前は居宅サービスだったんですね。それを制度が変わって地域密着型に変わってるわけですから。地域密着型の事業ということで項を起こして会計上も処理するって。収入の部はそういうふうにしてるのに、歳出の方はしてないんですから。やっぱりそういう居宅サービス、小規模の地域密着型の小規模デイサービスというのは、法律的に居宅サービスなんですか。私は地域密着型サービスだと思いますから、その辺の見解を再度お聞きいたします。

それと、たしかに予算の部分でいえば違いがあるけれども、中身は一緒なんです。八雲町の社協のデイサービスと。委託事業でやってるんですよ。それを委託費でやってるのか、今日は提示されませんでしたけれども、介護保険の収入で運営をするかの違いだけなんです。それを、熊石デイサービスセンターの条例を作って、目的を少し加算をしてね、二重の制度を作り上げているという実態があるわけですよ。それで、たしかにこういう部分で、直営だから自動車を購入してくださいと。それはそれで違法なものでなければあれなんですけれども、制度上、公平性なのかとか、それからデイサービス事業だけではなく、介護保険事業を行っている地域の事業者と比較をして公平性が担保されるのか。それでこの制度が生き続けている、制度を続けている部分では、過去にどういう経緯というのはあることはわかるんですけども。例えば地域密着型のデイサービスというのは、北海道で 905 の事業があるんですね。ここまで委託費と介護保険料の収入の部分も含めてね、しっかり精査していきながらですね、今後こういった部分も含めて、全体の委託料、あるいは修繕料、あるいは車両購入費、あるいは備品費も含めてですね、ほかの事業者にも委託できるような状況を作れるんですか。なかなか作れないと思うんですよ。だからそういった部分も含めて課題意識というか精査をする意識は必要なんじゃないのかなと思うんで

すよね。

それで、例えば森町でも補助事業団体については決算書出てなくて、不認定の事案の自治体もあるんですけども。やはり補助事業者に対しての決算状況だとか、財務状況だとかということもですね、しっかりと把握をしながら、これは補正予算ですから、逆に言えば昨年度の事業実績だとか、介護保険の実績を基にして予算を組むんですよ。委託料だって組むんですよ。だから質問をしてるんですよ。平成30年度の。どのくらいの実績があるのかということを見ながらですね、やっていかなければいけないし。委託料の根拠もですね、毎年その前年度の実績、過去の3年から5年くらいの実績を見ながら精査していきながら委託料の設定もしなければならぬし。その根拠は、やはりそれぞれに委託している事業ごとにですね、委託契約を結んでいるわけですから、その違いにもあるわけですよ。

だからそういった部分を精査しながらやっていくというか、予算の部分も補正毎に考えていくということの必要性というのは感じないのでしょうか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） まず最初の、予算の目の設定の仕方なんですけれども。ちょっと研究させてもらって、違うのであれば来年度予算からは目を変えるようなかたちでできればいいかなというふうに考えております。

それと委託料の件なんですけれども、過去の経緯という部分もあるというふうな話をしておりましたが、熊石地域でたしかに民間事業者がデイサービス事業をやってくれる、手を上げてくれるような事業所が過去にあればよかったんでしょうけれども、これまでなかったという経緯もありまして、今、敬愛会のほうに委託しているというような状況です。

それで、精査する必要があるんじゃないかということなんですけれども。もちろん、その辺は精査していかなきゃならない状況だというふうには認識しておりますので。指定管理契約が令和2年度までの契約となっておりますので、令和3年度以降もそのまま敬愛会に委託するのか新たに募集をかけるのか、その辺は今後、課題として考えているところでございます。以上です。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 研究しますって言いましたけれども、聞いているのは熊石デイサービス事業は居宅サービスなんですか、地域密着型の事業なんですかって聞いているんですよ。それを答えてないんですよ。だからそこをはっきりさせてください。

地域密着型の事業なんじゃないんですよ。18名以下の小規模の事業所で、今までは定員も多かったと。だから、居宅サービスとしてのデイサービスの位置づけだったんですよ。だけど、制度が変わって18名以下の小規模の地域密着型の施設になったんですよ。

だから、過去の部分については居宅サービス事業費でいいんですよ。だから、その款の研究もそうなんですけれども、根本のところをはっきりしてくれないと、どうなのかということとは生まれてこないの。現状の熊石デイサービスセンターは居宅サービスなんですし

ようか、それとも地域密着型の施設なのかという種類をお聞きをしているんです。

それでそのうえで、再度なんですけれども。そのうえで、実際は款ないからってことですけどもね。款ないんでなくて、サービス形態が違えばですね、あ、項ですか。項の部分を追加して作るとか、そういうことに発展すると思うんでね。

今回は居宅サービスの款なんでしょうねというのが大枠で、今、お願いというか今更どうしようもならないからってというような感じではあるんでしょうけれども、まずその部分が1点。

それと私ね、税でやるのが駄目だとか精査しなさいと言うのはね、単にその事業者の選定じゃないんです。事業者の選定のことを言ってるんじゃないんです。

選別も令和2年までということですから、いろいろあるんですけれども、税は必要なときには投入していると思うんですよ。それで、大変な部分、事業として本当に地域の中で必要で、大変というか運営上危機的な状況になればですね、税の投入も必要だと思うんです。追加で。

だから、本当にその部分が必要な部分と、こっちは必要じゃないとか、このくらいでいいのかという部分を、精査するべきだと思うんです。だからその辺も含めてですね、例えば熊石地域で今大きな問題となっている事業もありますから、その撤退、撤退しない。

だから、地区的に地域的にやっぱりサービスの種別だとか見直していかなければならぬだろうし、総数の部分も考えていかないと、国保病院の建て替えの定員の問題もありますのでね。それで、福祉サービスの部分でいうと、その部分が国保病院の入院患者の囲い込みの絶対条件なんですよね。地域で逃さないって。

だから、その辺を精査しながら必要な部分に振り向けるとか、どういうものが必要なのかということをしっかりやっていかないと、更なる人口減少が進むのでね。だから、そういう視点で精査してほしいということを、話をしてるんで。

一つひとつを精査するんだけど、それを単に駄目ですよとかという精査の仕方じゃなくて、全体を見ながら何が必要なのか、ここに本当に税金が必要だよと。今までこっちやってたけれども、こっちのほうにしなきゃならないとか、そういう精査の仕方をしないと、単に切る切る切るとか、単にやめるやめるとか、そういう精査の仕方をしなさいって言ってるわけじゃないんです。

だから、本来は介護保険制度ですから、介護保険というのは45歳以上の人の介護保険収入が50%で、税が50%ですから。だから、もう既に税は投入されてるんです。だから、本来は介護保険制度でやりなさいというのが制度の前提ですから、そのほかに新たに税を投入するためには必要な分を必要なだけ、そしてないものもどうするかということで別口で出してるのが税なんです。大枠で言えば。

だから、そういう視点からすると、もう少し地域的な全体像も見ながら個々の税の投入だとか委託だとか介護保険の使われ方というものを、これを契機にしてみしてほしいなと思うんです。かなり精査しなきゃならない部分が多いと思うのでね。しっかり考えていただきたいと思うのですが。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 熊石デイサービスセンターですけれども、おっしゃるとおり地域密着型サービスということで、予算科目の設定がこれで間違いかどうかというのはもう一度こちらのほうで勉強させてください。

それと、事業の精査といいますか、その福祉全体、医療も含めてのどうあるべきかということとは早い段階で、今国保病院の建て替えの議論もされているところなので、それと福祉のほうといいますか、介護サービスのほうも含めて精査してどんなかたちがいいのかとか、どこまでできるか、どこまでできないのかだとかということは考えていきたいというふうに今のところ思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） えっと、いろいろと難しい問題を突き付けられたのかもしれませんが、私はちょこっと簡単に。

壊れた車の仕様を教えてくださいのと、支所の公用車を使っているというんですけれども、この公用車というのは本来どこで使ってるものなんですか。どういう目的で使ってるものなんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 現行のバスの仕様ですけれども、四駆の小型バスということで定員が23名乗りになっておりまして、運転手が1名、客席が20と車椅子が2台乗れるバスになっております。

それと、今、代替で使ってる公用車ですけれども、総合支所の職員が仕事で使うときの公用車ということで、それを今臨時的に送迎のほうに使ってもらっているという状況です。

○議長（能登谷正人君） いいですか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 今、支所の公用車は職員用って言いました。職員をどうするための車なんですかこれ。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 職員の業務で町内の仕事で使う車。町内で移動するときに。町外も含めて移動するときに使う公用車になっています。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君）　じゃあ、職員の業務で使うこの車ってどのくらい稼働してるんです。

○住民サービス課長（北川正敏君）　議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君）　住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君）　どのくらい稼働しているかというはっきりした数字は、今、押さえていないんですけれども、使わなきゃないものはほかの車もありますので、そちらのほうを割り振りしながら使うようにしております。それで今、代車といいますか、代わりにそのワゴン車は送迎用にあてて、元々それを使おうと思っていた人は違う公用車に変えてというふうな職員間でのやりとりもしながらやっている状況です。

○議長（能登谷正人君）　ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号

○議長（能登谷正人君）　日程第6 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君）　議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君）　建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君）　報告第1号専決処分の報告についてをご説明いたします。議案書24ページをお開き願います。

本件は、除雪業務に係り損害賠償が発生したため、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本臨時会において報告といたしたいものであります。25ページになります。

初めに、事故の状況であります。令和元年12月4日午後6時45分ごろ、町道広域営農線、熱田119番1地先において、道路路側帯外側に設置したスノーポール・鉄筋製が何らかの要因により車道内に傾いていたものであり、それが走行中の車輻に接触し損傷を与えたものであります。損傷は、左側のドアミラーであり取替を要したところであります。

以上から、国家賠償法第2条第1項の規定によりその損害を賠償するものであり、令和2年1月15日専決処分により決定したものであります。

損害賠償額は、車輛の修理費相当額4万円。

損害賠償の相手方は、すなわち車輛の運転手であった、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXであります。

また、相手方との示談は、同日付で交わしたところであります。

今後は、除雪パトロール、実際の除雪作業時において、スノーポールの状況についても十分注視していきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第1号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。
質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。
これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第7 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、町営住宅の明け渡しに関する訴えの提起についての報告でございます。
提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明いたします。
議案書26ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告するものでございます。議案書27ページをご覧ください。

本件は、長期間にわたり町営住宅の家賃を滞納している者を被告とする、町営住宅の明け渡しに関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

町営住宅の明け渡しに関する訴えの提起の内容でございますが、1、当事者、原告となるべき者、八雲町代表者八雲町長 岩村克詔。被告となるべき者、二海郡八雲町在住者。

2、訴えの要旨につきましては、被告となるべき者は、建物明け渡し請求に係る町営住宅に居住しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じませんでした。そこで町は、被告となるべき者に対し本件町営住宅に係る明け渡し請求を行ったが、被告となるべき者は、指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明け渡しを求める訴えを提起するものでございます。

3、請求の内容でございますが、（1）被告となるべき者は、町に対し本件町営住宅を明

け渡すこと。

(2) 被告となるべき者は、町に対し滞納家賃 125 万 4,860 円と、令和元年 9 月 5 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1 か月 15,000 円の割合による金員を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。

以上の内容の旨の判決を求めるものでございます。

次に、議案書 28 ページをご覧ください。

4、訴えの提起に至るまでの経過概要でございますが、(1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 16 年 8 月 5 日に本件町営住宅への入居を決定し、被告となるべき者は本件町営住宅に入居。

(2) 被告となるべき者は、平成 21 年 9 月分から令和元年 8 月分までの賃料のうち、合計 125 万 2,360 円の支払いを怠った。

(3) 町は、被告となるべき者に対し、令和元年 9 月 5 日に内容証明・配達証明及び普通郵便にて、令和元年 9 月 30 日までに本件町営住宅を明け渡すこと、また、同日令和元年 9 月 30 日までに滞納金を支払わなければ、同日令和元年 9 月 5 日付けで入居許可を取り消す旨の意思表示を行いました。が、(4) 被告となるべき者は、入居許可取り消しまでの滞納家賃 125 万 4,860 円などの支払いに応じないまま本件町営住宅を占有。

(5) よって、町は、被告となるべき者に対し、本件町営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求めるものでございます。

5、訴えを提起する日、令和 2 年 1 月。これは、代理人の準備が整い次第でございます。

6、管轄裁判所、江差簡易裁判所。

7、訴訟に関する取り扱いなどでございますが、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員 佐々木泉顕氏ほかを代理人として、上記訴えを提起するものでございます。

被告となるべき者から滞納家賃を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は和解するものとする。

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

以上、報告第 2 号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 専決処分なんですけども、行政手続き上は個人情報ということで、住所だとか氏名は今の段階では公表してないんですが。逆に、根拠となっている、公表しない根拠となっている法令は、どういう法令になっているのかということと、最終的にこの部分は公表、今は提起の部分だから公表できないとして、結果が出たときには公表できるのか。それと、当然裁判所の訴訟を起こすわけですから、裁判所では公表されるんですね。それでその辺とのそちらでは良いけれども、こちらのほうでは駄目だというその辺の

整合性も含めてご説明願いたいと思います。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 町のほうで、町営住宅の家賃滞納整理事務処理要綱がございまして。そちらの別紙というかたちで訴訟にあたっての、若しくは和解にあたっての個人の情報取り扱い基準がございまして。その基準の中に沿ってですね、今回は公表をしないということでございますが。

ただその中でもですね、例えば子どもを持っている世帯については公表はなし、子どもを持っていない世帯については公表ありという棲み分けはありますけれども。その内部的な協議の中でですね、今回個人の名前についてはですね、この場で公表しないという取り扱いを進めてございます。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○地域振興課長（野口義人君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） すみません。

私の先ほどの答弁の中で、八雲町営住宅の家賃滞納整理事務処理要綱というかたちの別紙ということで説明しましたが、その部分ちょっと私の間違いでございますので、まず訂正させていただきます。

改めて平成23年からの運用で、当時、町議会のほうに全員協議会というかたちで今後の取り扱いについて皆様方とお話した段階で、決定した訴訟の提起及び和解に係る個人情報の取り扱い基準というものに沿った中で、今回適用させていただいたということでございます。

今回の訴訟の提起にあたりましては、子どもある場合につきましては非公表ということで。そちらの区分からですね、今回※印の中で処理をさせていただいたという流れでございまして。ただ最終的にですね、裁判所のほうはですね、経過の中で公告という機会がございまして。公告の中でですね、本人の氏名等々がですね、掲載される機会があるというところで理解していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 8 報告第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 報告第 3 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、町営住宅の明け渡しする訴えの提起についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（野口義人君） 議長。地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 報告第 3 号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書 29 ページをお開きください。

先程同様に、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告するものでございます。議案書 30 ページをご覧願います。

本件も、報告第 2 号と同様の理由により、町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

町営住宅の明渡しに関する訴えの提起の内容でございますが、1 と 2 については、報告第 2 号と同様でございますので説明を省略し、3、請求の内容でございます。

(1) 被告となるべき者は、町に対し、本件町営住宅を明け渡すこと。

(2) 被告となるべき者は、町に対し、滞納家賃 38 万 990 円と令和元年 10 月 4 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで 1 か月 2,300 円の割合による金員を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。

以上の内容の旨の判決を求めるものでございます。

次に、議案書 31 ページをご覧願います。

4、訴えの提起に至るまでの経過概要でございますが、先程の報告第 2 号と同様に、入居期日、滞納家賃等の違いはありますが、常任委員会で報告しておりますとおりの経過により、町側からの再三の対応を求めた内容につきまして全く音沙汰なしという状況になり、今回の提訴に至ったということでございます。

5 から 7 についても、先程の報告第 2 号と全て同様ですので、説明を省略いたします。

以上、報告第 3 号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了い

たしました。

よって、令和2年第1回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前11時13分]